

## 令和3年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （3件）

	提案内容	対応結果	対応方針
1	審査請求の審理中に処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものに係る対応の見直し	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理
2	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し	対応不可	関係府省との予算編成過程での検討を求めるものとして処理
3	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	対応不可	関係府省との予算編成過程での検討を求めるものとして処理

## 令和3年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (6件)

	管理番号・提案内容	対応結果	対応方針
1	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	対応可	介護保険法（平9法123） 新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間（施行規則38条）及び要支援認定有効期間（施行規則52条）の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	対応不可	生活保護法第29条に基づく金融機関等への調査に係る費用の取扱いについては、各金融機関等により異なると考えられることから個別に協議を行うことが必要と考えている。なお、当該調査における金融機関等からの回答義務はなく、必要な調整の結果、回答を得られない場合に監査で指摘を行うものではない。
3	保育所等利用待機児童数調査（10月1日現在）の廃止	対応可	保育所等利用待機児童数調査 10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。
4	子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止	対応可	子ども・子育て支援法（平24法65） 特定子ども・子育て支援施設等（7条10項1号から3号までの施設に限る。）の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者（30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。）が、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）から施設等利用費（30条の2）の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者（30条の5第3項）に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。
5	市町区村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	対応可	租税特別措置法（昭32法26） 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市町区村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市町区村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	対応可	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179） 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック（平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。

# 令和3年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：66件中51件)

※対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針
1	地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化	まち・ひと・しごと創生法（平26法136） 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（9条）及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（10条）については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令元内閣府地方創生推進室）を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。
2	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	公文書等の管理に関する法律（平21法66） 地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。
3	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	まち・ひと・しごと創生法（平26法136） 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（9条）及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（10条）については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令元内閣府地方創生推進室）を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。
4	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地域再生法（平17法24） ・地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 ・地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
5	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地域再生法（平17法24） ・地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 ・地域再生計画（5条1項）並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画（以下「実施計画等」という。）の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。
6	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地域再生法（平17法24） 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
7	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地域再生法（平17法24） 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
8	地域再生計画認定手続きの見直し	地域再生法（平17法24） 地域再生計画（5条1項）並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画（以下「実施計画等」という。）の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。
9	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地域再生法（平17法24） 地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する
10	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	国税徴収法（昭34法147）、国税通則法（昭37法66）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会（国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項）については、令和8年度に予定している国税情報システム（国税総合管理（KSK）システムと国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針
11	国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化	<p>国土利用計画法（昭49法92）  土地売買等の事後届出（23条1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書（施行規則20条1項の別記様式3）を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</li> <li>・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>
12	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	<p>住民基本台帳法（昭42法81）  DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報（以下この事項において「措置情報」という。）を転送する運用については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</li> <li>・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。</li> </ul>
13	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	<p>地方自治法（昭22法67）  市町村長（特別区の長を含む。）の認可を受けた地縁による団体（260条の2第1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に関する手続を新たに定める。</li> <li>・一定の要件を満たす場合には、総会における決議（260条の17）に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。</li> <li>・清算人（260条の24）による債権者に対する債権申出の催告に関する公告（260条の28第1項）については、その回数を3回以上から1回とする。</li> </ul>
14	届出様式等における性別記載欄の削除	<p>地方税法（昭25法226）  道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（附則7条4項及び11項）における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
15	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）  個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
16	森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し	<p>森林法（昭26法249）  森林の土地の所有者となった旨の届出（10条の7の2第1項）については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。【措置済み（令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知）】</p>
17	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	<p>農業委員会等に関する法律（昭26法88）  農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件（8条5項）については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。</p>
18	森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保	<p>森林法（昭26法249）  保安林における立木の伐採の許可（34条1項）については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画（11条）の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度（施行令4条の2第3項）内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

	提案内容	対応方針
19	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化	農地法（昭27法229） 農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合については、農地転用許可（4条1項及び5条1項）を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
20	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農用地利用計画の案に対する異議の申出（11条3項）については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	農地法（昭27法229） 農地転用許可（4条1項及び5条1項）については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平30農林水産省農村振興局長）を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年（現行制度上、原則として3年）とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。
22	ファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する国の補助金等の適用	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、B00方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、B00方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。
23	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充	食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
24	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	ダイオキシン類対策特別措置法（平11法105） 大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視（26条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	大気汚染防止法（昭43法97） 大気中の汚染の状況の常時監視（22条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） 廃棄物の焼却禁止（16条の2）については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令（19条の4第1項）その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）〕

	提案内容	対応方針
27	土地の形質変更に係る事前届出の添付書	<p>土壌汚染対策法（平14法53） 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書（施行規則23条2項2号）については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
28	民生委員の職務範囲の明確化	<p>民生委員法（昭23法198） 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、担い手の確保や活動の負担軽減に資する創意工夫ある取組事例を収集し、全国会議等を通じて地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>
29	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	<p>国民健康保険法（昭33法192） 国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合（42条1項）については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請（施行規則24条の3第1項）によらず、負担割合を2割とする（施行令27条の2第3項1号又は2号）ことを可能とする。〔措置済み（国民健康保険法施行規則）〕</p>
30	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	<p>出入国管理及び難民認定法（昭26令319）及び国民健康保険法（昭33法192） 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
31	障害支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 障害者支援区分の認定等に係る調査（20条2項）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合であって、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）〕</p>
32	予防接種を行う医師についての公告の廃止	<p>予防接種法（昭23法68） 予防接種を行う医師の氏名等の公告（施行令4条1項）に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事の要請（同項）は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告（同条2項）は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）〕</p>
33	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	<p>住民基本台帳法（昭42法81）及び介護保険法（平9法123） 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。〔措置済み（令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡）〕</p>

	提案内容	対応方針
34	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	<p>介護保険法（平9法123）  地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。  〔措置済み（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第69号）、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等）〕</p>
35	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実施を伴わない手法の検討	<p>児童福祉法（昭22法164）  ・認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、地方公共団体の実地によらない指導監督の取組事例を、令和3年度中に周知する。  ・児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）  ・障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  社会福祉法（昭26法45）  ・社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。  老人福祉法（昭38法133）  ・老人福祉施設に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）〕  ・有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）〕  介護保険法（平9法123）  ・介護保険施設等に対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）〕  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）  ・幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
36	児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化	<p>児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平9厚生省生活衛生局食品保健課長）及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について」（平9厚生省児童家庭局企画課長）等の通知を改正し、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平9厚生省生活衛生局長）に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを令和3年度中に明確化する。  それを前提に、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
37	子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し	<p>子ども・子育て支援法（平24法65）  子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。  ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。  ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針
38	保育事業等に関する類似規準に係る省令改正の施行時期の統一	<p>児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）            家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平26内閣府令39）については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。</p>
39	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	<p>子ども・子育て支援法（平24法65）            子育てのための施設等利用給付（30条の2）を受ける保護者が、月の途中で他の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。            ・特定子ども・子育て支援施設等（7条10項1号から3号までの施設に限る。）における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。            ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者（以下この事項において「事業者等」という。）の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>
40	小規模保育事業所を認定こども園へ転用する際に国庫納付を不要とする見直し	<p>児童福祉法（昭22法164）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）            厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所（児童福祉法6条の3第10項）の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が国庫納付に関する条件を付さずに承認できるよう、令和3年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を改正し、地方公共団体に通知する。</p>
41	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	<p>子ども・子育て支援法（平24法65）            市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
42	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し	<p>災害救助法（昭22法118）            被災した住宅の応急修理（4条1項6号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令3内閣府政策統括官（防災担当））を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。</p>
43	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	<p>住民基本台帳法（昭42法81）            以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（30条の6第1項。以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。            ・空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査（同法9条1項）に関する事務を処理する場合</p>
44	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	<p>戸籍法（昭22法224）            市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>



	提案内容	対応方針
45	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	地方自治法（昭22法67） 私人の公金取扱いの制限（243条）については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。
46	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の規準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平19法112） 都道府県賃貸住宅供給促進計画（5条1項）については、住生活基本計画（住生活基本法（平18法61）17条1項）と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。
47	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	水道法（昭32法177） 指定給水装置工事事業者の指定の申請（25条の2）、更新の申請（25条の3の2）及び変更の届出（25条の7）における登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 住民基本台帳法（昭42法81） 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（30条の6第1項。以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。 ・水道法（昭32法177）に基づき、地方公共団体の水道事業者（同法3条5項）が指定給水装置工事事業者の指定の申請（同法25条の2）、更新の申請（同法25条の3の2）及び変更の届出（同法25条の7）に関する事務を処理する場合
48	給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備	水道法（昭32法177） 給水装置工事主任技術者免状（25条の5）の交付番号については、水道事業者（3条5項）から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。
49	下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し	下水道法（昭33法79） 公共下水道の事業計画の変更（4条6項）のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。
50	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法（昭33法79）及び都市計画法（昭43法100） 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等（下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項）及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請（都市計画法60条1項）に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。〔措置済み（令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知）〕
51	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179） 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック（平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。